

質疑応答

Q1 資料2 5ページ 日割り請求とあるが、4月15日事業対象者、4月17日契約となった場合は、4月17日から日割り請求となるのか。

A1 サービス事業所の契約日から日割り請求となる。

Q2 今後、相談窓口はどこか。

A2 メール、電話等で相談可。内容によるので、即答はしないが、確認の上回答する。
また、10月の事業所説明会以降のQ&Aをホームページに掲載、今後も追加していく。

Q3 契約日から実際のサービス利用まで日数が空いた場合は、どうなるのか。

A3 4月25日契約、サービス利用は5月1日となれば、4月の請求はなし。

5月14日で総合事業利用終了。5月15日以降介護予防事業利用の場合、5月14日までは総合事業、5月15日以降は介護予防事業の日割り請求となる。

ケアマネジメント請求は、片方のみとなる。居宅サービス利用がなければ、包括が請求だが、居宅から依頼届が出ると包括は請求できない。サービス利用確認し、包括か居宅かどちらかが請求する。

Q4 サービス提供事業書が、相当サービス指定事業所か緩和サービス指定事業所かわかるようにしてくれるのか。

A4 相当サービスの指定は、平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、相当サービス事業所指定を受けたことになる。平成27年4月1日以降に指定を受けている事業所は、事業所で指定を受ける必要がある。

緩和サービスの指定は、新たに指定を受ける必要があり、現在受付中。今後指定事業所を提示予定。

相当サービス利用の場合、平成27年4月1日以降の指定事業所は、今後指定事業所を提示予定。

Q5 要介護の認定を受けているが、状態が改善している。4月以降は包括と一緒にやった方がよいのか。

A5 お見込みの通り。2月以降そのように連携をとってほしい。

※基本チェックリストやおしらせ等は、後日窓口で配布。総合事業の説明として、おしらせの内容はお伝えしてほしい。